

平成 22 年度ふるさと消防団活性化助成事業実施要綱

第 1 趣旨

財団法人自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）は、宝くじの普及広報事業費として受け入れる受託事業収入を財源として、この要綱の定めるところにより、ふるさと消防団活動に助成を行うことで、地域住民の消防団活動に対する認識を深め、消防団活動の健全な発展を図るとともに、宝くじの普及広報事業を行うものとする。

第 2 助成対象事業

助成対象事業は、次の基準に適合するものとする。

- (1) 宝くじの普及広報の効果が発揮できるもの。
- (2) 地域住民の消防団に対する理解と認識を深め、地域住民の消防団活動に対する積極的協力を得るため必要となる施設又は設備の整備等に関する事業。
- (3) 国の補助金及び地方債を充当していないもの。
- (4) 消防団総合整備事業の対象となる施設又は設備であって、その使用が災害防御活動及び消防団員のみ限定されるもの等（但し、青年層・女性層の消防団活動への参加促進に資するものは除く）は対象としない。
- (5) 用地取得に要する経費は対象としない。
- (6) 事業費が 50 万円未満のものは対象としない。

第 3 助成対象事業者

助成対象事業者は、消防庁の定める「消防団活性化総合計画策定要綱」に基づいて「消防団活性化総合計画」を策定し、当該計画に基づき事業を実施する市（区）町村（一部事務組合を含む。）とする。

第 4 助成金

- 1 助成金は、一件につき 50 万円乃至 100 万円の範囲の額で 10 万円単位とする。
- 2 助成率は、助成の対象となる経費の 100 % 以内とする。

第 5 宝くじの普及広報

- 1 本事業が、宝くじの普及広報事業費により助成されるものであることから、当該施設又は設備若しくはイベント等ソフト事業のポスター・チラシ・看板等に別に定める表示（宝くじの普及広報事業「表示に関する基本デザインマニュアル」参照）を行うものとする。
なお、「表示に関する基本デザイン」の表示にかかる経費は助成対象とする。
- 2 広報誌等を通じ「宝くじの助成金で整備した」旨の広報を行うものとする。

第6 助成の申請手続

- 1 市（区）町村長（一部事務組合管理者を含む。以下同じ。）は、助成申請書（別記様式第1号）を都道府県知事を経由して、自治総合センター理事長（以下「理事長」という。）に、提出するものとする。
- 2 都道府県知事は市（区）町村長から提出された申請書に関し、副申書（別記様式第2号）及び助成申請概要一覧表（別記様式第2号の2）をつけて、理事長に提出するものとする。

第7 助成の決定

- 1 理事長は、助成申請書を受理した後、内容を確認し、助成の対象及び助成額を決定するものとする。
- 2 1により助成を決定した場合は、理事長はその旨を都道府県知事に通知し、都道府県知事はこれを市（区）町村長に通知するものとする。

第8 事業内容の変更

- 1 市（区）町村長は、助成の決定を受けた事業について、その内容に変更が生じる場合は、速やかにその理由を付し、都道府県知事を経由して理事長に変更申請書（別記様式第4号）を提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 1により変更を承認した場合は、理事長はその旨を都道府県知事に通知し、都道府県知事はこれを市（区）町村長に通知するものとする。

第9 助成金の交付

- 1 市（区）町村長は、助成金の交付を受けようとする場合は、助成事業実績報告書（別記様式第3号）を都道府県知事を経由して、理事長に提出するものとする。
- 2 理事長は、助成事業実績報告書を受理した後、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を都道府県知事に通知するとともに、助成金を市（区）町村長に交付する。

第10 その他

この要綱に定めのない事項については、理事長が別に定めるものとする。